

2021.4.29 ワークショップ第3グループの記録

メンバー：市のワークショップのファシリテーターの清原氏、大好きの会のKさん、Tさん、清水、藺田（一部参加）

第3グループは今年2回行われた図書館主催の「鶴川図書館の再編後の姿を考えるワークショップ」でファシリテーターを務められた清原理氏と、1回だけ参加された方ひとり、参加していない2人がメンバーだった。グループ討論のテーマ、「市と市民の役割分担」という観点からはあまり話し合うことができなかった。「市民協働＝市民団体による指定管理」が市の考えという事が清原氏によって繰り返される中での話し合いだった。

まず、他市のように基盤がない鶴川地区で、何年度から指定管理者制度へ移行するというのは、あまりに性急、移行措置的な組織的準備が必要だ／司書など専門性を持つ人材が図書館運営には必要と思われるが、町田市内在住者を中心に集めることはできるのか／という不安材料が出てきた。

清原氏によると町田市はNPOが多く、市民活動が比較的活発な市。鶴川地区の人口は約8万人、司書資格を持っている人もそれなりにいるはず。自分たちのしたいことを自分たちが担っていくという市民参画、市民協働は時代の流れ、アメリカの市民社会がそうであるように、市民の自立性が求められている。自分たちがやりたいことができる好機と考えてよい。行政が言う予算の話は日本中で言っているので、あまり気にしなくてよい。と解説された。

それに対し、地域における図書館には社会的機能や役割があり、市の関与が必然と思われ。図書館は市の責任として市民に提供すべき重要な文化的サービスの1つ。市の明確な図書館行政に関する方針があつてしかるべきで、それに対して市民がどう参画していくかということではないかと反論が出た。これに対し、清原氏は、市は法的に図書館を設置する義務を負っていない。一旦は町田市が廃止と明言した鶴川図書館を存続させ、指定管理にすると方針転換したこと自体は、市が市民に譲歩したと考えられると答えられた。

また、素人の集団でも知識と経験を積んでいくことで、市民団体による運営も可能になるのだろうか。という事に対しては、図書館管理に司書資格が必要と聞き、メンバー全員が司書資格を取り、指定管理にあたっているNPOの事例が他県にある、と話された。

指定管理の期間は3～5年、その後は再審査・指定となるので、図書館にとって大切な蓄積や継続性が保証されない。総理府も営利活動のできない図書館運営に指定管理制度は適さないと指摘している／業務委託は、市が一定の予算化をして、継続してやっていくこともでき、一種の行政と市民の役割分担ということで、安定して経営できる／と、運営形態についての問題点が話題にあがったが、清原氏からは鶴川図書館を最初の1年目は業務委託、2年目から指定管理へ移行した小野路宿里山交流館のやり方を市は考えている、業務委託は1年更新だから尚さら運営方針が不安定になり、図書館は収益が出ない施設であるから、図書館運営においては市からの予算を確保しておかないと、指定業者の更新ごとに労働力を安く買ったたかれる運営体制になってしまう危険性がある。市の関与と市民参画の両輪がかみ合わなければ停滞する。と説明された。

一方、4年ごとの市長選が来年あり、石阪市長は出馬しない意向なら、市長が代われれば図書館行政が変更される可能性があるのか、次の市長候補に働きかけることは可能か／市民側が何をしたいかを明示するかが必要だ／市民参画といっても、同じメンバーが数十年間継続することはできないので、市民だけで完結することはできず、市の一定レベルの関与は不可欠／という質問や意見も出た。

清原氏は指定管理になっても、市は民間に丸投げするわけではなく、あくまでも指定者として市役所内に担当部局が設置されるはず、と答えられたが、設置されても専門性を持つ人が市役所の図書館担当者になるとは限らないという問題があることから、専門職採用制度の必要性にも話が及んだ。

最後に、参加者からは市民側が図書館に関して専門性があり、新しい図書館に対する構想と情熱を持った人を取り込んで、活動を継続させること、とにかく行動が大切であること／市長の権限で方針が変わるのなら、これまでの議論や活動の記録を蓄積し、それをもって現市長や市長候補者はじめ議会などに働きかけることが大切／と話され、それぞれに思いを新たにされていた。